ニュース

合併協議会設置請求
館林市に意見照会をしました

平成27年12月29日、館林市を合併対象とする※合併協議会設置の請求（請求代表者・青木秀夫氏）がありました。

これは、市町村の合併の特例に関する法律に基づく住民発議制度によるものです。請求には、有権者の50分の1（254人／平成27年12月2日告示）以上の署名が必要ですが、有効署名数647人の署名簿が添えられています。

町では、この請求を受け、平成28年1月4日、館林市に対して合併協議会設置の協議について議会に付議するか否かの意見を照会しました。

なお、館林市は、この照会を受け、90日以内に合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを板倉町に回答することになります。

※合併協議会とは（法定合併協議会）地方自治法第252条の2の2の規定により設置される協議会であり、合併することの是非も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行うために設置される組織です。

なお、合併協議を設置した場合であっても、合併を行わなければならないということではありません。

問合せ　企画調整係
内線141

1月4日までの住民発議の経過	
平成27年11月5日	請求代表者から請求代表者証明書交付の申請がありました。
11月9日	町は請求代表者に証明書を交付し、その旨の告示をしました。
12月7日	請求代表者から686人分の署名簿が審査のため選挙管理委員会に提出されました。
12月8日～12月20日	署名簿の審査（選挙管理委員会）
12月21日～12月27日	署名簿の縦覧（選挙管理委員会）有効署名の総数は647人
12月28日	選挙管理委員会は、署名簿を請求代表者に返付しました。
12月29日	町に対して、請求代表者から署名簿を添え合併協議会設置の請求がありました。
平成28年1月4日	館林市に対して、合併協議会設置の協議について議会に付議するか否かの意見を照会しました。

お知らせ

3月議会定例会
町議会を傍聴しませんか

3月議会定例会を次の日程で開催します。条例や予算など、各種議案の審議が行われます。また、議員が行財政全般にわたっての一般質問を行うほか、平成28年度予算については、集中的に審議を行います。詳しい日程は、左記までお問い合わせください。

会期　3月3日(木)～18日(金)
問合せ　庶務議事係
内線511

お知らせ

板倉町人口ビジョン及び総合戦略
町民の皆さんからの意見を募集します

町では、2060年までの町の人口推計や取り組むべき将来の方向性を示す人口ビジョン及びそれを踏まえた町の目標や施策の方向を示す総合戦略の策定を進めています。

閲覧場所　企画調整係
町公式ホームページ
募集期間　2月5日(金)～2月18日(木)まで
意見を提出できるかた
①町内在住、または町内に通勤、通学をしているかた
②町内に事務所等を有する個人・法人、その他の団体
意見の提出方法　郵便、直接持参、ファクスまたは電子メールにより提出できます。

問合せ　企画調整係
内線142
URL http://www.town.itakura.gunma.jp/
✉k-kikaku@town.gunma-itakura.lg.jp

指定管理者を募集
健康の郷「季楽里」

施設の効用を最大限に発揮するため指定管理者を募集します。

対象施設　板倉町農産物直売所健康の郷「季楽里」で管理・使用していた敷地（施設北側用地含む）及び施設の一部、その他附帯施設等。
指定期間　4月1日から5年間を目安（延長可）。
納付金　指定管理者が、指定管理業務の収支決算において黒字が生じた場合は、その収益に応じて、町と協議し、納付金を納めるものとします。原則として、指定管理業務の運営管理は指定管理者の独立採算制とし、町からの経費補填は一切ありません。
業務内容　施設の維持管理・地場産農産物及び加工品等の販売・板倉町のPR・集客事業・その他町が必要と認めた業務。
申込資格　(1)法人その他の団体※条件有り　(2)町内に本社、本店、または事務所・事業所を置く団体、あるいは設置する予定がある団体
申込方法　募集要項またはホームページをご確認の上、直接お申し込みください。
応募期間　2月1日(月)～22日(月)
申込先・問合せ　農政係
内線411

お知らせ

個人番号（マイナンバー）制度
個人番号が必要な手続きの確認を

平成28年1月から社会保障・税番号制度が始まりました。役場での各種申請手続きを行うときに、個人番号（マイナンバー）が必要となるものがあります。次の一覧表にある手続きを行う際には、個人番号通知カードとともに運転免許証など、本人確認ができるものを持参してください。なお、個人番号カードをお持ちのかたは、カードのみで手続きができます。

通知カードと運転免許証やパスポートなどの本人確認ができるものをお持ちください。

個人番号カード

個人番号カードをお持ちのかたは、カードのみで手続きができます。

個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法は、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。

本人確認

運転免許証
または
パスポートなど

顔写真がないものは2種類以上の本人を確認できるものが必要。（例）国民健康保険被保険者証と年金手帳。

＋

個人番号の確認

通知カード

通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。

個人番号が必要な手続きには、主に次のようなものがあります

【暮らし】

	手続き	問合せ
住民票・戸籍	個人番号カードの交付時▼転入・転居・転出、戸籍届出による氏名などの変更による住民異動届出▼※個人番号カード等の記載事項が変更となります	戸籍年金係 内線231

【保険・医療】

	手続き	問合せ
国民健康保険・後期高齢者医療	資格異動（加入・変更・脱退）の申請▼療養費・高額療養費・高額介護合算療養費などの支給申請▼被保険者証などの再交付申請▼限度額適用認定申請▼特定疾病療養受療証申請▼第三者行為による傷病届▼葬祭費支給申請▼出産育児一時金支給申請	保険医療係 内線322

※事務手続きによって個人番号の記入・提示が必要となる時期が異なります。詳しくは各担当部署まで、お問い合わせください。

【税金】

	手続き	問合せ
税の軽減等・固定資産税	国民健康保険税の軽減▼公益による軽自動車税減免申請▼身体障害者等に係る軽自動車税減免申請▼固定資産税減免申請▼住宅用地の申告▼固定資産税償却資産申告▼新築住宅等に対する固定資産税の減額申請など	税の軽減に関すること 住民税係 内線213 固定資産税に関すること 資産税係 内線215

【介護・福祉】

	手続き	問合せ
介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請▼被保険者証等の再交付の申請▼負担限度額の認定の申請▼負担限度額認定証の再交付の申請▼高額介護サービス費の支給申請▼特定福祉用具購入費の支給申請▼住宅改修費の支給申請など	介護高齢係 内線321
福祉	障害者手帳に関する申請▼特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当等に関する申請▼補装具費に関する申請▼地域生活支援事業に関する申請▼障害福祉サービスに関する申請▼自立支援医療に関する申請▼戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求など	社会福祉係 内線311

【子育て】

	手続き	問合せ
給付や届出	児童手当の新規認定請求など▼児童扶養手当の新規認定請求など▼幼稚園・認定こども園・保育所への入所申し込みなど	子育てに関すること 子育て支援係 内線313
	未熟児養育医療の給付申請	医療費に関すること 保険医療係 内線326
	母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）	母子手帳に関すること 保健センター 82-3757

通知カードと個人番号カードの受け取り

○通知カード受け取り
ご不在などの理由でお届けできなかった通知カードを役場でお預かりしています。
本人確認書類をお持ちの上、通知カードをお受け取りください。お受け取りいただけない場合、3月末まで保管した後廃棄となります。その後に取得したい場合は手続きや手数料が必要となります。

○個人番号カードの交付
個人番号カード交付申請書を郵送されたかたや、パソコンなどから申請されたかたには、個人番号カードを役場戸籍年金係窓口で交付します。カードの完成をお知らせする交付通知書（はがき）が送付されますので、交付通知書が届いたら、戸籍年金係へ連絡し、交付を受ける日時を事前に予約してください。受け取りの際は、交付通知書・通知カード・本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。※交付の際に暗証番号（英数字6文字以上16文字以下と数字4けた）が必要です。あらかじめ暗証番号をお決めの上、お越しください。

問合せ　戸籍年金係
内線237